

Tokyo Taiju

大樹

Law offices

NO.66



忘れてはならないこと

弁護士 近藤 博徳

私が好きな読み物の一つに、『ゲド戦記』があります。スタジオジブリの同名の映画の原作です。繰り返し読むたびに、新たなものの見方・考え方に気付かされる小説ですが、そのテーマは「光と影・生と死」です。



私たちは往々にして、光り輝く生を追い求め、無意識のうちにこれと反対のものから目をそらし、覆い隠そうとします。特に現代社会は、「常に前を向いて突き進んでいなければ、取り残されてしまう」という強迫観念で保たれているように感じます。けれども、作者は、光と影は別々のものでも切り離すことができるものでもなく、前者があつて後者があり、逆もまた真である、というメッセージを送ります。両者を同時に受け容れることは容易ではありませんが、それは、人の生の根源に関わる考え方で、人の生き方を左右するものでもあると思います。

昨年、私もいくつかの人間の根源に関わる出来事にあいました。そのうちの一つは、事務所にとっても大きな出来事でした。私たちは、その出来事を忘れることなく、かといって恐れたり悔やんだりすることなく、残された物を受け継ぎ、大事に育てつつ、前に進みたいと思っています。

本年も宜しく願いたします。

TOKYO大樹法律事務所

〒160-0022 東京都新宿区新宿1丁目26番1号 長田屋ビル5階
TEL 03-3354-9661(代表) FAX 03-3354-3324



松浦基之 弁護士を偲んで

2021年1月28日、事務所創設者の一人である松浦基之弁護士が天に召されました。

松浦弁護士に代わり、また事務所を代表しまして、これまでのみなさまのご厚誼に深く感謝申し上げます。

松浦弁護士は、1978年、同期の榎本信行弁護士らと、南新宿法律事務所(現・TOKYO大樹法律事務所)を設立し、多くの後進を育てることに、日弁連調査会長東京弁護士会副会長を歴任、建築紛争事件や土地区画整理事件などを専門にするほか、津地鎮祭違憲訴訟、最高裁におけるいわゆる「青島判決」の判例変更など、日本の憲法・行政法分野でも輝かしい実績をあげてきました。

松浦弁護士は、我々にとってまさに「大樹」の太い幹でした。松浦弁護士に支えられ、大きく枝葉を広げた弁護士は、事務所内外に数多くいます。

今回は、一部ではありますが、松浦弁護士への追悼の言葉をご紹介いたします。



松浦基之先生を偲んで

わかばの風法律事務所

弁護士 森田 太三(34期)

私がTOKYO大樹事務所の前身南新宿法律事務所に入所した1982年、17期の松浦先生は同期の榎本信行弁護士とともに事務所の柱であった。当時、松浦弁護士は遺族年金取り消し訴訟や建築紛争事件を精力的に取り組んでいたが、先生の人格で若年後輩の私たちは、自由のびのびと弁護士活動をさせていただいたことはありがたかった。

松浦先生はクリスチャンの模範のような人であった。仕事振りはじっくり型で、複雑な事件でも主張、証拠を実に緻密に整理、組み立て、とにかく依頼者の話を丁寧に聞く。若手の我々が聞き流してしまうような話も懇切丁寧に聞く。依頼者にはなかなか個性的で頑固でわがままな中年女性の依頼者が多かったが、感情が高ぶり大声で非難されても、じっくりと耐え、丁寧に説明し、依頼者が納得するまで手を抜かない。かくて、依頼者は言いたいことを思いっきり言い立てて、納得して相談を終わるのである。その忍耐たるや真似できるものでもなく、一番に学んだことはそうした姿勢であったと思ふ。

弁護士業務をやめられてから、私の住居の最寄り駅でバツリ杖を突いて歩いている先生とお会いすることがあった。近くの施設に入れているという。慎み深く、たった一度だけ、その信条は「地の塩」と聞いたことがある。その通りの生き方を貫かれた人であった。

松浦先生から授かった 弁護士の心得

グループ総合法律事務所

弁護士 犀川 治(50期)

松浦先生が共同代表をされていた南新宿法律事務所(現・TOKYO大樹法律事務所)に、私が入所した1998年の春、先生から1冊の小冊子を渡されました。それは、昭和55年に東京弁護士会の開講した「青年弁護士実務講座」で、松浦先生がトッパバッターとして登壇した講演「事件の受任から終結まで」(「弁護士とは何かを考えた」)の講義録でした(「青年弁護士実務講座講義録」所収)。そこには、先生ご自身が心がけている弁護士の心得が丁寧に紹介されていました。その中の一つに「依頼者からあの件はどうなっているだろうかという照会の電話をうつる」ということは、弁護士にとって恥すべきこと」という一文がありました。法律論、書面作成や尋問、交渉などが重要だと思っていた新米弁護士の私としては、目からうろこが落ちるような思いがし、その言葉を胸に刻もうと、その一文に黄色いマーカーを引きました。

弁護士1年目に、この松浦先生の言葉に触れたことは、弁護士として幸運でした。その小冊子は黄色いマーカーも鮮やかに、ずっと私の事務所のデスクに大切にしまっていました。松浦先生の教えを守りつつも、今でもまれにはありますが、「その後どうなっていますか」と依頼者から連絡をもらうことがあります。そのたびに、松浦先生のお顔が浮かびますが、私の脳裏にある先生は、そんなときでも静かに微笑み、後輩弁護士を温かく見守ってくれています。

シャロームの人松浦先生

シャローム法律事務所

弁護士 井堀 哲(55期)

私が、2002年に新人弁護士としてTOKYO大樹に入所したとき、松浦先生は既に70歳に近い年齢であったが、よく仕事をし、よく運動し、よく食べ、よく呑む方であった。

先生の野尻湖の別荘にお招き頂いた際、湖と一緒に泳いだことがあったが、その引き締まった上半身に圧倒されてしまった。風邪気味になると「ちょっとプールに寄って泳いで帰ります」という、独自の体調回復法を試行されていたことも懐かしい。また午前中の打ち合わせ時に朝食は抜いていると伺ったことがあり、その後一緒にランチに出ると焼き肉定食とかをモリモリ食べておられた。

松浦先生については、政教分離などの憲法問題に真摯に取り組む姿勢や、相手の話を親身に聞く(電話も長かった)温厚な性格からか、誰に聞いても「敬虔なクリスチャン弁護士」との答えが返ってくるが、10年以上公私にわたってお世話になった者からみると、実にお茶目な人間くさい方だった。そういう、かのイエス・キリストも大食漢の大酒飲みだったという話もある(マタイによる福音書11章19節参照)。その点でも聖書に忠実なクリスチャンでいらっしやうと言えよう。

出会った全ての人を、ほっこりとしたシャローム(ヘブライ語で平安、平和)の輪に包み込んだ松浦先生。天国でまた会えますように。

松浦先生ありがとうございました

やまぶき法律事務所

弁護士 勝部 浜子(42期)

連絡をいただき、2月5日に松浦先生にお別れができました。変わらざる穏やかな様子でした。

1990年から12年間の在籍中、松浦先生と一緒した事件では境界紛争の件が思い出されます。とにかく依頼者の話を聴く、感情的な場にあっても穏やかでいる松浦先生の姿勢はいつも変わりませんでした。つい自分の関心がぐくま前のめりに話してしまいたくなる自分を知り、折り合いをつけていくことは、松浦先生と仕事をさせていただいたからこそ思っています。

松浦先生ほかTOKYO大樹法律事務所でお世話になった先生方がお亡くなりになり、私事ですが11月には父が亡くなりました。自分の年齢からしても致し方ないことと思いつつ、寂しい思いが少しずつ降り積もる季節になってきたようです。

松浦先生にはただただ心からの感謝を。ありがとうございました。



松浦先生の思い出

ピープルズ法律事務所

弁護士 森川 文人(43期)

1991年4月、弁護士に登録し、南新宿現在、TOKYO大樹)法律事務所に入所しました。飄々とした榎本信行先生、活気溢れる佐藤和利先生、優しい森田太三先生、きちんとしている木下泉先生、そして一期上の勝部浜子先生。松浦基之先生は、そのような諸先輩の中、いつも机は片付いており、静かなたたずまいで、かつ、親しみやすさを覚える大先輩としていらつしました。

全く要領を得ない私は、入ってすぐの5月頃には、松浦先生から「森川くん、ヒマそうだね」と声をかけられていました。建築紛争など様々な事件を一緒にさせていただきまし

もつとも、印象に残っているのは外国人の強姦被告事件。この事件を被疑者段階から共同で担当し、一番で無罪判決を確定させることが出来た。尋問の際も、普通なら質問しにくいことも、松浦先生ならではの対応で難なくこなされていました。一度も保釈請求が認められないまま1年以上かかった横浜地裁での刑事公判でした。得難い経験でした。

松浦先生の野尻湖の別荘にも何度かお邪魔し、月光に照らされた草原の光景、カヌーなどとてもいい思い出として覚えています。

奥様と共に、周辺事態法反対の頃から、何度かデモも一緒にしました。穏やかな笑顔の松浦先生、明るい奥様。共に天国でも仲良く過ごしてください。

私にとっての松浦先生

錦糸町駅まえ法律事務所

弁護士 岩田 整(62期)

私が松浦先生に初めてお会いしたのは、TOKYO大樹法律事務所に入所し弁護士登録した2009年12月であり、以来10余年、ご指導を賜りました。

松浦先生は、依頼者、事務所内の弁護士や事務職員に対し、いつも穏やかに接される方でした。その姿勢は、受任事件の相手方に対しても同じでした。また、私に対しては、私が松浦先生と同じく国家公務員を経験していたこともあってか、特に優しく接していただいたように思います(妄想か?)。

父を想う

日野みなみ法律事務所

弁護士 松浦 信平(47期)

「父から子に語る憲法の話の中で、法の下平等をめぐり、父はこんなことを書いています。

「人間はほんとに不思議なくらいでいのちを与えられ、どの二人をとっても同じではない。それぞれが生けぬい生きていく。いろいろな考えや想いを抱いて、喜び、悲しみ、嘆き、怒り、生きている。」「人間はひとりひとり大切で、その大切さは人によってちがわぬ」「人間は同じだから平等だ、というのではなく、人間はちがうから平等扱いなのだ」中学生のときにこの本を受け取った私は、いつもは静かな父の熱い語りに驚き、気恥ずかしさすら覚え

松浦先生が亡くなった後

やう、先生が亡くなられた前年に著わされ、頂戴していた、先生の自伝史といべき御著書「梢のうた」を拝読し、先生が、先の大戦の被害を被った方のために国家と長年にわたる争われたことや、被告人が無罪を主張する刑事事件に何件も携わっておられたことを知りました。松浦先生について存じ上げていなかった先生の「激しさ」を窺い知ることになりました。

今の私は、気付きもしなかった松浦先生の「激しさ」に触れたかったの思いがあり、反面、先生の「激しさ」に触れることができなかったのは、私の感度が足りなかったためであって仕方がないの思いもあります。(未完)

した。でも、父の言葉は何か心地よく、胸に浸み込んでくれました。父という人が、言葉だけ能弁なのではなく、ここぞというひとりの存在への畏敬の念のようなものを、実際の生活の中でも大切にしていることを知っていたからです。

ひとりひとりの尊厳のために力を尽くすことのできる弁護士の仕事を、父は心から愛していました。人や社会への想いをともにする仲間と作るTOKYO大樹法律事務所は、父にとって本当に特別な場所でした。その一員として最後まで大切にしていた、人生を全うした父は、あの世でもきっと穏やかに笑っていることと思います。

鮑を掛ける

建設省を経て弁護士となり、日本建築家協会(JIA)の顧問をし、建築紛争や区画整理を専門とされていた、松浦先生らしい比喩表現です。

松浦先生には、弁護士登録後5年程度の間に、建築紛争の事件を10件ほどお誘いいただき、一緒にさせていただきました。荒削りの準備書面をみせながら相談をする、いつもの優しい口調で、「だいぶ見えてきたから、そろそろ鮑を掛けて仕上げていくところかな」、あるいは「まだちょっと形になってないから鮑を掛けるのはもう少し後かな」といつも適格にアドバイスをいただきました。



松浦先生らしいこの言い回しを、私は今でも文章を書く時に、松浦先生の優しいお顔とともに頭に浮かべながら、仕上げ作業をしていきます。「木の表面の近くまで見つめたり、ちょっと遠くに下がってから全景を見たりしながら、完成に近づけていく」という比喩と私は理解しています。この「鮑を掛ける」という表現と松浦先生と一緒した事件から、私は文書作成について多くを学ばせていただきました。

昨年、松浦先生が天国に旅立たれてから程なく、62期の岩田弁護士が独立し、松浦先生と榎本先生から直接新人登録からご指導いただき、事務所内に在籍する弁護士は私が最後となりました。「憲法の精神に忠実な良心的在野法曹」という理念のもと、松浦先生が榎本先生らとともに築かれた、この事務所が、これからも、大樹として、法的サービスを通じて安心と安寧を与えられるものであるよう、事務所員の一人として、気持ちを新たにしております。

コラム

特別の寄与について

弁護士 木下 泉



2019年7月1日に改正相続法が施行されました。それまで、相続の際、被相続人の療養看護その他の方法により財産の維持・増加に寄与した相続人には寄与分として相続財産から財産を取得することができました。一方、相続人でない者はいくら被相続人の療養看護に努めたとしても、その貢献は

評価されず、遺産を取得することができませんでした。しかし、改正法では、相続人以外の親族が被相続人に無償で療養看護その他の労務の提供を行い、被相続人の財産の維持・増加に特別の寄与をした場合には遺産から金銭を取得することができるようになりました。ここでいう親族とは被相続人から見て6親等内の血族と3親等内の姻族です。例えば、夫の両親の療養看護に努めたが、夫は両親より先に亡くなり子供もいない妻に両親の遺産の相続権はありませんが、特別の寄与を受けることができる様になりました。この請求は相続人に対して行いますが、協議がまとまらない場合には家庭裁判所に申

立をして決めてもらうことができます。但し、この申立は相続の開始と相続人を知った時から6ヶ月を経過するか、相続開始時から1年を経過するとできなくなりま

す。悠長に構えていると、あつという間に申立期限を徒過してしまいます。気をつけましょ。

コロナ禍での家事調停

弁護士 村田 智子



コロナウイルス感染症の拡大は、裁判所の実務にも大きな影響を与えました。特に大きな影響を受けたのが、家庭裁判所の家事調停ではないかと思えます。家事調停は、家庭内や親族間の紛争について話し合いで解決する制度で、離婚調停、遺産分割協議調停などがあります。

家事調停は、裁判所内の打ち合わせ室のような部屋で行われます。あまり広くない部屋に、調停委員2名と、調停の当事者や代理人弁護士が入りますので、どうしても密になりがちです。そのため、全国の家庭裁判所では、コロナウイルス感染症対策として、様々な工夫をしています。物理的な工夫としては、職員さん手作りの天井からつるされたビニールシートの設置、調停委員による部屋の消毒等があります。

また、家事調停では、申立人、相手方の各当事者からお話を聴くことが中心となるため、長時間になりがちですが、コロナ禍においては、調停の時間が必要以上

に長引くことは好ましくありません。良い意味での能率的な家事調停運営のためには、申立人、相手方として出席される各当事者の協力が不可欠です。調停に参加する場合には、「調停委員に本当にお伝えしたいこと」を短時間で話せるよう、予め準備をしておくことをお勧めします。

司法における男女共同参画

弁護士 木山 悠



今年は、東北大学の講義や東京弁護士会の委員会の学習会において男女共同参画に関する講師を務めさせていただく機会が何度かあり、改めて各分野での日本における女性の参画状況を振り返る機会になりました。国際的に見れば、政治分野における女性議員

の割合等が世界的に見ても低い水準にあることはよく知られているところですが(世界192ヶ国中164位・列国議会同盟調べ)、司法分野においても日本の裁判官に占める女性割合は21%程度で、OECD加盟国の平均が44%である中で、最下位の部類です(2016年の比較)。今年、最高裁は、夫婦別姓を認めない民法と戸籍法の規定について合憲であると判断しましたが、その時点の裁判官15人中女性は2人(13%)でした。日本の裁判所では、職位が上がるほど女性の割合が少なくなっているのが現状ですが、これでは女性の意見が十分司法に反映していると

は言えません。依頼者の中でも男性中心の裁判所のあり方に疑問を感じる方は少なくありません。いずれかの性に偏らない裁判所の構成を実現することが真に中立公正な司法の実現につながるのではないのでしょうか。

ネット上の誹謗中傷

弁護士 松田 亘平



昨今、インターネット上の誹謗中傷が深刻な社会問題になっていきます。誹謗中傷は民事・刑事を問わねばならず、法的責任を追究するためには投稿者を特定する必要があります。

投稿者を特定するためには、プロバイダに対し、投稿者(発信者)に関する情報を開示するよう求める必要があります。

発信者情報開示と呼ばれる請求です。

インターネット上の投稿は、インターネットサービスプロバイダ(ISP)を経由してコンテンツプロバイダ(CP)に送信されます。そのため、発信者情報開示請求は、CPとISPの2力所に行う必要があります。具体的には、まずCPにIPアドレス等の開示請求を行います。その後、今度はISPに対し、当該IPアドレス等に対応する契約者の氏名、住所等の開示を請求します。しかも、通信ログは一定期間を経過すると削除されるので、これらの手続を迅速に進める必要があります。

このような手続の煩雑さを軽減するため、令和3年4月、発信者情報開示命令という手続が新設されました。これは従

来の2段階の手続を一体化したもので、開示の迅速化が期待されています。令和4年10月頃までに施行される予定です。

当事務所はインターネット上の誹謗中傷にも対応可能です。お悩みの方はお早めに相談ください。

事件紹介

「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟の経過報告

弁護士 上杉 崇子



2019年2月に札幌、東京、名古屋、大阪で一斉提訴し、同年9月に福岡でも提訴した「結婚の自由を

すべての人に」訴訟。同性の相手との結婚を求める訴訟です。私が共同代表を務める東京訴訟(一次)の経過を報告します。東京一次訴訟では、原告の声は夾雑物(キョウザツブツ「邪魔な物」の意味)。だから尋問は必要ないと言いつつ前任裁判長を相手に、尋問実現のための奮闘が続きました。先に進んでいた札幌地裁では当然のように実施され、他地裁でも本人尋問をしないという話は一切出ていなかった中での謎過ぎる東京の訴訟指揮。私たちは、抽象的な同性愛者なる者の裁判をしているわけではありません。同性の相手との結婚を求める一人一人の原告の裁判をしているのです。原告・当事者の体験は、驚くほど似通っている点もあれば、それぞれに違う多種多様な点もたくさんあります。一人一人の声を耳を傾けてはじめて、どんな不合理な障壁・困難がこの社会にあるのかを真に把握でき、その手段として尋問があります。2020年12月の法廷では尋問をめぐる攻防が1時間以上も交わさ

れました。それでも裁判長は尋問を認めなかったため、署名と手紙の募集を開始したところ、署名は18000筆以上、手紙は30通以上寄せられ、2021年2月に裁判所に提出しました。すると、同年4月、前任の裁判長は別の地裁に異動になり、裁判長が交代したのです。結果、新裁判長は本人尋問をあっさり採用(原告側のしごとい要望と署名・手紙の効果があったのかどうかは闇の中)。晴れて本人尋問は同年10月に実施され、原告それぞれの切実な声が裁判所に伝わったはずでした。

ところで、2021年3月、札幌訴訟は同性どうしの結婚を認めない現行法は合理的根拠のない差別に当たり憲法14条1項違反であると断ずる判決を獲得しました。東京も尋問を終えての最終段階、札幌判決も追い風により良い違憲判決をめざします。



市立甲府病院事件の活動記録集

弁護士 濱野 泰嘉



2011年9月に事件が公表され、2015年10月に甲府市との間で示談解決した、市立甲府病院事件の続報です。この事件は、市立甲府病院が1999年から2011年までの核医学検査において、15歳以下の小児145名

に対し放射性医薬品を過剰に投与していたという事件です。被害者の親たちを中心とした被害者の会は、示談解決後も、毎年甲府市・甲府病院と定期協議をもち、定期健康診断の充実や医療情報の提供、再発防止を求めて、活動してきました。そして、事件公表後10年目の2021年、活動の記録集をまとめました。

被害者の会の言葉を借りれば、活動の記録を残し、被害にあった子どもたちへの説明に利用するとともに、甲府市や病院には再発防止に役立ててもらいたい、また、同じような被害にあった方々へのエールの意味も込めたということです。

12月には、被害者の会と弁護士団は、甲府市長と病院長と面談を行い、記録集を手渡しました。市長からは、事件を風化させてはいけない、記録集をよく読み、再発防止や医療安全の充実に努める、と改めて力強く約束いただきました。

一地方都市の裁判にもなっていない小さな事件ですが、被害者の親たちが被害者の会を結成し、会費を集め、団結し、悩みながら自分たちの活動や支援の輪を広げていったこと、それを間近で見て、弁護士として携われたこと、本

当によい経験をすることができました。

薬害肝炎事件の際に、ある弁護士から「弁護士は

原告を手がけば解決をつかめるころまで連れ

て行くことはできる。ただ、解決をつかみ取るのは

原告自身だ」と教えられました。今回の事件も、被害者の会の精力的な活動があったからこそ解決が

近頃増えてきた

ウェブ会議についての雑感

弁護士 佐々木 学



この仕事をしていると、所属している委員会や事務所、弁護士団の会議など、会議に出席することが多くあります。裁判所で開催される期日にも、以前から、週に数回の頻度で出廷してしま

ところ、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、三密の回避が要請されるようになり、その結果、最近では、会議も期日も、インターネットを使用したウェブ会議で行われることが非常に多くなりました。依頼者との打ち合わせも、ウェブ会議で行うことが頻繁になってきました。

ウェブ会議では、移動時間が省略され、出席が大変楽になりました。また、最近のウェブ会議用のアプリの機能は、非常に良好で、回線の音声や映像が途中で途切れることもほぼありません。電話とは違い、相手の表情もよく分かり、時には資料を画面共有することもでき、会議用のツールとしては優れていると感じます。

その一方で、期日の場合、出廷するときには、期日終了後の裁判官や相手方代理人とのちよつとした立ち話が、事件解決に役立つこともあるのですが、ウェブ会議を利用した期日だと、そのような立ちはだかれません。また、会議などの後には、以前であれば、出席者の間で、「この後、軽く一杯」(多くの場合決して「軽く」はならないのですが)ということもありましたが、ウェブ会議では、そのようなこともなくなりました。

今後、新型コロナウイルスの感染拡大が完全に収束した後も、その利便性から、おそらくウェブ会議の多用は続くのでしょうが、個人的には少し残念な気もしています。

と思います。

被害にあった子どもたちへの健康診断は今後40年続きますが、可能な限り寄り添っていききたいと思います。

事務局 ちよつとひん

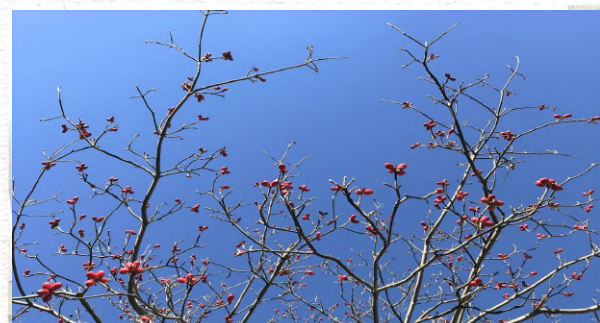
▼昨年の春、事務局として入所しました。法律事務の経験は浅く、初めてのことがばかり。先生や事務の方々に教えて頂いたり、書類と格闘したりしながら、目まぐるしく一日が過ぎてゆきます。いつまでも新人のような気持ちでいたましたが、あつという間に「大樹」発刊の時季を迎えてしまいました。まだまだ頼りないところが多いと思いますが、皆様のお役に立てるよう、日々学んでいきたいと思っています。どうぞよろしくお願い致します。

▼おとし定年退職された事務局の大先輩から、松浦先生の担当を引き継ぎました。既に事件関係は整理を済まされており、私がお手伝いできることはほとんどありませんでしたが、最後の担当を務めさせていただき大変光栄でした。私の心の中の先生は、穏やかに微笑まれ、ユーモア溢れる言葉を掛けて下さる、チャタリングなお姿ばかり。

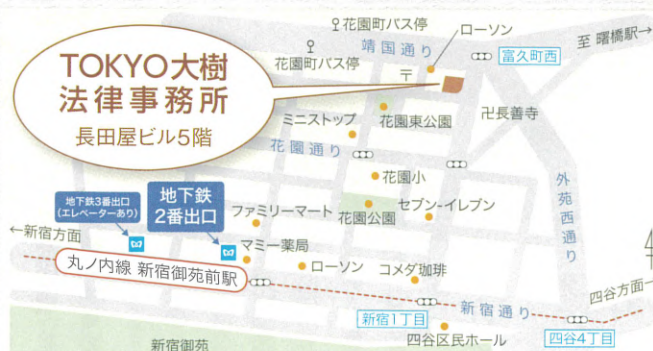
大樹でいただいたこのご縁を、どのように新しい方に繋ぎ、恩返ししていけるか、考える日々です。

編集後記

時の流れは瞬く間に過ぎ去り、昨年も公私ともに様々な優しさや強さに導かれた感謝の一年でした。本年も皆さまのご健康と日々の暮らしに穏やかな時間と笑顔がより多くありますよう、心より願っています。



ホームページはこちらです。
<https://www.tokyotaiju.com/>



◆アクセス：地下鉄丸ノ内線「新宿御苑前」駅 2番出口 徒歩5分
都営バス「花園町」下車 徒歩3分